資料１－１

令和8年11月16日
総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第217号の概要
（農業経営統計調査の変更）

１．農業に関する主な統計調査

	構造	生産流通	経営
基幹統計調査	**農林業センサス** （5年周期） ●農業又は林業を営む全ての経営体（世帯・事業所）や、市区町村、農業集落を対象に、経営体の活動状況、面積、地域活動の状況等について調査	**作物統計調査** （毎年） ●耕地面積や、水稲など主要作物の作付（栽培）面積、収穫量等について調査 **牛乳乳製品統計調査** （月次、年次） ●牛乳及び乳製品の生産量等について調査	**農業経営統計調査** （毎年） **営農類型別の経営状況に関する調査** **【今回の諮問案件】** **農畜産物別の生産費用に関する調査** ※両調査の詳細は次ページ参照
一般統計調査	**農業構造動態調査** （農林業センサス実施年以外の毎年） ●農業経営体を対象に、経営体の活動状況等について調査	**特定作物統計調査** （毎年） ●豆類、こんにゃくいも、い草の生産量等について調査 **畜産物流通調査** （毎月、毎年等） ●畜産物の生産量・取引数量等を把握	**農業物価統計調査** （毎月） ●農産物に係る生産者の受取価格等について調査

（注）表に掲げた統計調査は、全て農林水産省が実施

2．調査の概要（現行計画）

調査区分	営農類型別の経営状況に関する調査 （以下「経営調査」という。） （水田作経営、野菜作経営、酪農経営など、経営区分ごとに、経営全般を把握）	農畜産物別の生産費用に関する調査 （以下「生産費調査」という。） （米、小麦、大豆、牛乳、肥育豚など、農畜産物別に、生産に要した資材・費用等を把握）
目的	農業経営体の経営の実態を明らかにするとともに、農業行政の基礎資料を整備	農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政の基礎資料を整備
報告者数	約4,500経営体	約3,400経営体
	※　報告者は、農林業センサス等の情報から選定し、原則５年間固定。（2025年農林業センサスの母集団名簿の整備を受けて、令和９年を対象とする調査のタイミングで標本替えを実施） ※　一部の報告者（直近で約1,100）は、両調査の報告者を兼ねている。	
調査事項	経営体の現況、損益計算書・貸借対照表に関する事項、事業収支の概要、投資と資金調達の状況、労働に関する事項 生産概況、農畜産物収入、制度受取金等の状況　等	経営の概況、生産物の販売等の状況、 生産に使用した資材、公課諸負担、借入金、土地面積・地代、建物・構築物・農業用機械等の所有状況、労働時間　等
	※　調査事項のうち、決算書類等で代替できる事項については、これらの情報を活用することができる。	
調査対象期間	暦年又は決算の対象となった１年間 （調査対象年の翌年３月に調査票を配布）	品目ごとの生産サイクルに基づく１年間 （生産サイクルの開始前に調査票を配布）
調査系統	①経営調査のみの報告者 農林水産省－民間事業者 －（民間調査員）－報告者 ②生産費調査の報告を兼ねる者 （原則的に、生産費調査と同様）（注１）	農林水産省－地方農政局等（注２）－（統計調査員）－報告者
調査方法	①原則郵送調査。必要な場合には民間調査員が対応 ②（原則的に、生産費調査と同様）（注１）	〔配布〕職員・統計調査員 〔回収〕職員・統計調査員・郵送・オンライン
公表時期	〔概要〕調査対象年の翌年12月 〔詳細〕調査対象年の翌々年３月	〔概要〕品目に応じ、調査対象年の翌年６月、８月、10月、12月 〔詳細〕調査対象年の翌々年３月

（注１）民間事業者による調査に協力を得られる報告者については、①の調査系統により実施する。
（注２）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

３．調査結果の主な利活用

経営調査

- 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画」（直近は令和７年４月11日閣議決定）における「技術体系の将来像と経営モデル」（注）作成のための基礎資料　など

（注）　主な営農類型別に、具体的な農業経営モデルとして示すもの

- 国民経済計算、産業連関表を作成する際の基礎データとして活用

生産費調査

- 経営所得安定対策における交付金単価の算定基礎データ
- 加工原料乳生産者補給金の算定基礎データ　など

４．今回予定されている主な変更事項（一覧）

（１）報告者の選定に関する変更（標本替え）

❶ 母集団情報の更新

❷ 目標精度の見直し等による報告者数の変更

（２）調査票・調査事項の変更

❶ 報告者からの疑義照会等を踏まえた見直し

❷ 詳細な把握区分の一部統合等

（３）集計事項の変更

❶ 利活用ニーズの低い集計事項を削除

❷ 個人経営体の集計区分の一部変更

（注）上記のほか、調査計画の記載の適正化を図るための形式的な変更なども予定されている。

5．主な変更事項

（１）報告者の選定に関する変更（標本替え）

現状・背景

◆ 報告者は、直近の農林業センサスの情報から選定し、選定後は、原則として、同一の報告者に５年間継続して回答を求める。

変更概要

❶ 母集団情報を、「2020年農林業センサス」から「2025年農林業センサス」に更新

❷ サンプル選定に関する基本的な考え方は維持しつつ、一部の区分において目標精度の見直し等（各区分の母集団の大きさが縮小し、報告者の確保が困難になっていることなどを考慮）により、報告者数を変更

＜報告者数の変更＞

区分	変更前	➡ 変更後	増減
調査全体（計）	4,526	3,784	△742
個人経営体	3,665	2,963	△702
法人経営体	861	821	△40

5．主な変更事項

（２）調査票・調査事項の変更

現状・背景

- ◆ 令和６年調査からの民間委託の導入を踏まえ、自計調査の定着・推進を図るため、報告者が決算書類等から容易に転記して回答できるよう調査票を設計
- ◆ 標本替えにより、令和９年調査から新たに選定された報告者が調査に回答開始予定
- ◆ 統計委員会から、令和９年調査に向けた調査票の改善が課題として指摘 <8ページ参照>

  →分かりやすく簡素で、報告者自ら正確に回答できる調査票への改善が必要

変更概要

❶ 報告者からの疑義照会等の内容を踏まえ、報告者による自計を容易にするための見直しを実施

例	➢ 決算書類等を基にした、正確な回答を促進するための変更 <9ページに例示> ➢ 記載方法（記載の場合分け）を整理・統合し、記載が必要な内容を明確化 ➢ 用語の定義等についての説明文の追加

❷ 調査事項について、詳細な把握区分の一部統合等 <10ページに例示>

（注）上記のほか、ブロッコリーが、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく「指定野菜」に追加されたことに伴い、野菜に係る把握対象品目に、ブロッコリーを追加

5．主な変更事項

（３）集計事項の変更

変更概要

❶ 集計事項が多数に上るため、利活用ニーズの低い集計事項を削除

＜水田作経営の集計事項の例＞

変更前	変更後
（１）水田作経営 ア 水田作経営 イ 水田作主業経営 ウ 稲作経営（注） エ 稲作１位経営 オ 稲作単一経営 カ 稲作１位複合経営 キ 麦類作経営 ク 麦類作１位経営 ケ 大豆作経営 コ 大豆作１位経営	（１）水田作経営 ア 水田作経営 イ 水田作主業経営 ウ 稲作経営 エ 稲作１位経営 オ 稲作単一経営 カ 稲作１位複合経営 キ 麦類作経営 （削除） ク 大豆作経営 （削除）

（注）例えば、「稲作経営」とは、「水田作経営」の中で、稲作の作付面積がある農業経営体（農業生産物販売収入における稲作の販売収入の比率を問わない。）をいい、「稲作１位経営」とは、その中で、農業生産物販売収入における稲作の販売収入が最も多い農業経営体をいう。さらに、この内数として「稲作単一経営」及び「稲作１位複合経営」があり、前者は稲作の販売収入の比率が80%以上、後者は80%未満の経営体を指す。

❷ 個人経営体の集計区分を一部変更

＜集計区分の変更＞

変更前	変更後
主業経営体、準主業経営体、副業的経営体 （農業所得の比率、農業従事日数及び従事者の年齢を勘案した区分）	農業所得主経営体、農外所得主経営体 （農業所得の比率に着目した区分）

（注１）農林業センサスの集計区分に合わせる変更
（注２）変更後においても、変更前の区分を内訳等として用いる予定

６．過去の答申における今後の課題

❶ 調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討（平成30年11月22日答申）

◆ 個人経営体・法人経営体別の集計に加え、農林業センサス（2020年農林業センサス）の結果をベンチマークとして、農業経営体全体の結果を新たに推計するとの計画

→ これに対して、個人経営体の減少、法人経営体の増加という農業経営体の構造変化が進行する中、ベンチマーク更新時（注）に、農業経営体全体の集計に断層が生じる懸念があることから、推計方法の妥当性等について検証・検討することが必要との指摘

（注）2025年農林業センサスの結果を用いたベンチマーク更新による結果公表は、令和８年12月の予定

❷ 令和９年調査に向けた検討（令和６年４月17日答申）

◆ 民間委託導入後初めての標本替えが行われる令和９年調査においては、経営調査に慣れない新たな報告者が多数に上ると想定

→ 以下に掲げるような内容を含めた検討を行い、計画に反映させることが必要との指摘

（検討の内容例）

- ✓ 民間委託を導入した令和６年調査以降の実務から得られる民間委託実施上のノウハウを踏まえ、より円滑かつ効率的な調査方法となるよう再検討すること
- ✓ 今後も継続して把握が必要な調査事項を検討するとともに、報告者目線に立った記入しやすい調査票の改善を図ること
- ✓ 令和９年調査では、新たな報告者が多数に上るとともに、前年調査の回答をプレプリントできないことから、初回特有の報告者への支援策を検討すること

❸ 更なる将来を見据えた在り方の検討（令和６年４月17日答申）

◆ 農業経営に関する唯一の包括的な公的統計調査としての利活用ニーズを踏まえつつ、持続可能な調査の在り方について、令和９年調査における見直しだけでなく、将来を見据えた方向性も含め、検討することを希望する旨の指摘

参考：調査票・調査事項の変更❶

（決算書類等を基にした、正確な回答を促進するための変更）

【旧調査票】

２－１　青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）を参照して金額を記入してください。

科目			青色申告決算書No	収支内訳書No	前年 金額（円）	本年 金額（円） 億 万 千 百 十 一
収入	販売金額		①	①		
	家事消費金額・事業消費金額		②	②		
	雑収入		③	③		
	小計		④	④		
	農産物の棚卸高	期首	⑤	⑤		
		期末	⑥	⑥		
	収入計		⑦	⑦		

【新調査票】

２－１　青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）を参照して金額を記入してください。

科目			青色申告決算書No	収支内訳書No	前年 金額（円）	本年 金額（円） 億 万 千 百 十 一
収入	販売金額		①	①		
	家事消費金額・事業消費金額		②	②		
	雑収入		③	③		
	小計		④	④		
	農産物の棚卸高	期首	⑤	⑤		
		期末	⑥	⑥		
	収入計		⑦	⑦		

＜青色申告決算書（農業所得用）　様式＞

科目			金額 (円)		
収入金額	販売金額		①	G01	
	家事消費金額 事業消費金額		②	G02	
	雑収入		③	G03	
	小計（①+②+③）		④	G04	
	農産物の棚卸高	期首	⑤	G05	
		期末	⑥	G06	
	計（④－⑤＋⑥）		⑦	G07	

- 決算書類等から転記して回答する設問として設定
- 報告者負担軽減のため、小計欄などを記入不要（斜線）としたが、そのことで、逆に、報告者が転記する過程で段ズレ等の記入ミスが多発
- 青色申告決算書の様式どおりに転記できるよう、斜線を削除

参考：調査票・調査事項の変更❷
（把握区分を統合することで調査事項を簡素化）

【旧調査票】

7－1　稲、麦類等

区分			本年 作付延べ面積（茶は植栽面積） 田（a）	本年 作付延べ面積（茶は植栽面積） 畑(普通畑)（a）	本年 生産量（kg）	本年 販売金額（円）
			ha a	ha a		億 万 千 百 十 一
稲（食用）	水稲	主食用米				
		加工用米				
		新規需要米等				
	陸稲					
稲（飼料用）		飼料用米				
		WCS用稲				

【新調査票】

7－1　稲、麦類等

区分			本年 作付延べ面積（茶は植栽面積） 田（a）	本年 作付延べ面積（茶は植栽面積） 畑(普通畑)（a）	本年 生産量（kg）	本年 販売金額（円）
			ha a	ha a		億 万 千 百 十 一
稲	食用	水稲				
		陸稲				
	飼料用米					
	WCS用稲					

- 利活用上、支障のない範囲で回答区分を統合（生産費調査と同様の回答区分に変更）